

総会議事録

令和4年9月

令和4年9月13日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和4年9月13日(火)
開 会 午前9時00分、閉 会 午前9時23分
場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ 第1コミュニティルーム

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、関野 揚司、宮崎 健治、
宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、小山 有美恵
細井 康、石田 弘司

12名

欠席 久保添 公哉、吉田 進

2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和、和田 隆、
瀬戸 享明、溝口 喜順、荻野 雅章

8名

欠席 細見 秀史、垣根 敏孝

2名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第29号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について
- 日程第3 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第4 議案第32号 非農地証明交付申請の承認について

〔関野会長〕 ただ今から、令和4年9月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は24名中20名です。欠席は久保添委員、吉田進委員、細見委員、垣根委員の4名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。小山委員、細井委員にお願いいたします。

次に日程第2、先月からの継続審議であります議案第29号「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。別冊のホチキス留資料、枝番で3の1から3の29まで29頁ありますが、先月からの継続審議をお願いいたします。議案第29号「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」議決を求めます。先月8月9日の総会において同議案第29号を提案いたしました。所有者の住所に誤りがあるのではないかと、この御指摘により継続審議となっていた案件です。先月、持ち帰りまして御指摘のありました所有者の住所について再確認し、訂正させていただいたもので御審議をお願いしたいと思います。先月の資料につきましては、破棄していただき差替えをお願いいたします。

今回の誤りの原因としましては、農地データに付随する所有者と別のファイルになります所有者の住所データを機械のプログラム上で突合する作業がありますが、この際、操作上の不備があり所有者の住所データの読み込みが不十分となりました。この結果足りない住所の情報が発生し、これに対応するため機械が自動的になんらかの条件によって妥当と思われる値を代入したことにより多数の住所誤りが発生することとなりました。このことにつきましては、資料作成時に住所データの読み込み漏れを発生させた操作の誤りと、その後作成した資料の点検を怠ったことによるもので、いずれも人為的なミスによるものであります。御迷惑をおかけいたしましたことにつきまして深くお詫びを申し上げ今後はこのようなことの無いよう注意していきたいと考えております。

資料に戻らせていただきます。3頁から枝番として29頁、上世屋のB判定農地が855筆、面積が合計で**m²記載されております。先月の資料では860筆ありましたので5筆少なくなっておりますが、この5筆につきましては、昨年度B判定農地として報告された860筆の中で本日までの間に通常非農地証明交付申請の議決により非農地として農地から外れた農地となっております。したがって本来議案第29号の一覧に記載されない土地でしたが先月は誤って掲載しておりました、こちらにつきましても今回の再確認で判明し訂正しております。他に記載の住所についてですが、資料の一覧の中に所有者の住所で番地のないものや世屋村などの記載がありますが、この原因につきましては、当該農地は宮津市が制定される以前から登記上の放置状態であったため、情報が古く市民環境課の住民基本台帳及び税務・国保課の固定資産台帳を照会してもこれ以上の情報が得られないためこのような表記になっております。今回の審議につきましては、農地の現況について農地性があるかどうかの非農地判断となりますので所有者の住所につきましては参考程度に御確認いただきたいと思いますと考えております。

右の覧に移っていただきまして、非農地の事由についてですが農地利用状況調査による非農地判定となっております。なお、上世屋地区では今回の議案に向け

まして昨年度から地域一丸となって準備を進められており、農業委員、推進委員及び協力員さんで資料に掲載の全ての農地について改めて現地確認を実施されております。審議に際しましては、一筆一筆の詳細につきましては資料により御確認をお願いいたします。議案第 29 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 29 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第 29 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 29 号については決定とさせていただきます。次に議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。4 頁をお願いします。議案第 31 号になります。「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1 件ございます。農地の所在は大字中津※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地の管理ができないためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体の場所につきましては 5 頁に地図を添付しております。上の地図になります。栗田中学校グラウンドの府道を隔てたすぐ向いとなっております。下が現地の写真となっております。この農地につきましては以前から譲受人であります※※様が耕作に関しておられますが、今回正式に所有者となり今後も当該農地を継続して耕作していきたいとのことでした。

次に 6 頁に許可申請に係る調査書を添付しております。調査書の最初にあります第 2 項第 1 号です、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人

の経営農地は、名義は父親の※※様となっておりますが 90 歳を超えておられ実質は息子の※※様が全て耕作されておられ、経営農地は※※ a あり基準の 30 a を超えております。その下の第 2 項第 7 号の地域の調和につきましては、8 月 26 日に地区担当の宮前推進委員及び 29 日に宮崎正之委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、現在の耕作についても譲受人が適正に行っていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。議案第 31 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員の宮崎正之委員から補足説明をお願いします。

〔宮崎正之委員〕 8 月 29 に事務局 2 名と私で申請の農地について現地確認を行いました。宮前推進委員は 8 月 26 日に確認されたと聞いております。

この農地は資料の 5 頁の写真のとおり適正に管理されております。届出はされておりましたが今回の譲受人の※※さんが写真のとおり水稻栽培されており今回正式に所有権を移し今後も引続きこの農地を管理していただけるということですので許可して問題はないと思います。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより、議案第 31 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第 31 号については許可してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 31 号については、許可します。次に、日程第 4、議案第 32 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 7 頁をお願いします。議案第 32 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。4 件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字中津※※番ほか1筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。先程の議案第31号の所有権移転で御審議賜りました※※様の父親となっております。非農地の事由につきましては平成15年1月1日から耕作していないということです。2番です。土地の所在につきましては大字由良※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和45年1月12日から耕作していないということです。3番です。土地の所在につきましては大字文珠※※番、登記地目は田、面積は※※㎡となっております。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成9年頃から耕作していないということです。裏面の8頁をお願いします。4番です。土地の所在につきましては大字江尻※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成2年3月頃から耕作していないということです。なお、備考にありますとおり、申請者は登記後苗字を変更され申請者名は※※様となっております。

具体の場所につきまして、9頁に地図を添付しております。上が1番の中津2筆になります。先程の栗田中学校グラウンドから府道605号線を獅子側へ北上しました地点となります。次に下の地図をお願いします。2番の由良の案件となります。国道178号線沿い由良浜海水浴場付近となります。次に裏面の10頁をお願いします。上が3番の文珠の地図になります。ホテル北野屋の府道からの入口の踏切付近となります。次に下が4番の江尻になります。大字は江尻となっておりますが、行政区分では天橋地区になり橋立の付け根付近となっております。資料により御確認をお願いします。

次に11頁、12頁に現地写真を添付しております。上の2枚が中津の写真になります。いずれも長年放置され農地の痕跡が無いほど山林原野化が進んでおりました。3枚目が由良の写真となっております。この土地は写真には写っておりませんが農地の手前側に、現在は営業しておりませんが飲食店があり平成の始め頃までこの店の駐車場として使用されていた経過があり、それ以後も農地としての利用はないそうです。裏面の12頁をお願いします。3番の文珠の案件になります。写真に看板が建っておりますがこれは昭和の中頃からあるそうです。この土地につきましては、道路からこの申請の農地の奥に位置します別の農地がありますが、10頁の地図で言いますと府道とホテル北野屋さんへの進入路で囲まれた部分に畑があるわけですが、ここへの入口がこの土地しかない状態であります関係で永年進入路として使用され耕作はされていないそうです。次にその下の4番の写真をお願いします。江尻の写真になります。こちらの農地につきましても、永年耕作されず背丈を越えるような雑草に覆われており、今後も耕作する見込みが

ないとのことでした。資料により御確認をお願いいたします。議案第 32 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番は宮崎正之委員、2 番は山田委員、3 番は松本委員、4 番は吉田雅典委員から報告をお願いします。

〔宮崎正之委員〕 1 番の非農地について去る 7 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。こちらにつきましても宮前推進委員は 26 日に確認をいただいたようです。写真は資料の 11 頁になります。事務局の説明にもありましたが、この農地につきましても、申請は平成 15 年からとなっておりますが少なくとも昭和の頃から耕作されていないような土地であります。既に山林原野化しており非農地で問題ないと判断いたしました。以上です。

〔山田委員〕 7 月 29 日ですが、平野推進員及び事務局の 4 名で現地確認を行いました。写真のとおり駐車場として永年利用されておりました農地としての利用は困難で、非農地として問題ないと判断いたしました。

〔松本委員〕 3 番の非農地について去る 7 月 29 日に糸井推進員及び事務局で現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたが、この農地は何枚かある畑の入口に位置する土地でありまして、永年通路あるいは駐車スペースとして利用されております。所有者も豊岡市にお住いでここを耕作する見込みはないようです。現況につきましても、資料の 12 頁の写真のとおり既に雑種地と化しており、ここで耕作を行うことは困難と考え非農地であると判断いたしました。

〔吉田雅典委員〕 4 番の申請につきまして去る 7 月 29 日に和田推進委員及び事務局で現地確認を行いましたので報告いたします。写真は資料の 12 頁になりますが、写真のとおり草が伸び放題となっております。所有者は随分前に大阪の方へ転出され、今後帰る見込みもないことから、管理ができないので財産の整理を考えておられるようです。民家が近いこともあり、これでも地元のどなたかで時々草刈りはされているそうですが、ここを農地として利用することは困難ですので非農地として問題ないと判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより、議案第 32 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 32 号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 32 号については、承認とします。以上で議事日程は全て終了いたしました。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 掲 司

委 員 小 山 有 美 恵

委 員 関 井 康

記 録 者 小 西 正 樹

